

○所沢市監査委員条例

昭和42年4月1日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、事務局の設置その他監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員の数)

第3条 識見を有する者のうちから選任される常勤の監査委員の数は、1人とする。

(事務局の設置)

第4条 監査委員に事務局を置く。

(監査の着手)

第5条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求があつたときは10日以内に監査に着手しなければならない。

2 前項の規定による監査の公表は、法令に定めがある場合を除くほか、請求又は要求があつた日から60日以内にこれを行わなければならない。

(請願の着手)

第6条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、10日以内に着手しなければならない。

(定期監査)

第7条 法第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査委員は、そのつど期日を指定し、その期日の10日前までに監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、緊急必要があると認められるときは、この限りでない。

(行政監査及び随時監査)

第8条 法第199条第2項、第5項及び第7項に規定する監査を行うときは、あらかじめその期日の10日前までにその旨を監査の対象となる機関に通知しなければならない。

(例月出納検査)

第9条 法第235条の2第1項に規定する例日は、毎月末日とする。ただし、その日が

所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する休日である場合その他やむを得ない理由のあるときは、変更することができる。

（決算、証書類等の審査）

第10条 監査委員は、法第233条第2項の規定により審査に付された決算、証書類等及び法第241条第5項の規定により審査に付された書類並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された決算、証書類、事業報告書等を審査し、それぞれ審査に付された日から60日以内に意見を市長に提出しなければならない。

（健全化判断比率及び資金不足比率の審査）

第11条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、それぞれ審査に付された日から60日以内に意見を市長に提出しなければならない。

（公表）

第12条 監査に関する公表は、所沢市公告式条例（昭和25年8月21日議決）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第13条 この条例に規定するもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年1月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月1日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。